

5都市政土第 634 号
5環総政 第 345 号
令和 5 年 9 月 12 日

三井不動産株式会社
代表取締役社長 植田 俊 様
独立行政法人日本スポーツ振興センター
理事長 芦立 訓 様
宗教法人明治神宮
宮司 九條 道成 様
責任役員 収益部門統括担当
明治神宮外苑苑長 石井 拓藏 様
伊藤忠商事株式会社
代表取締役社長 石井 敬太 様

東京都都市整備局長
谷崎 馨一
東京都環境局長
栗岡 祥一

神宮外苑地区のまちづくりにおける樹木の保全について（要請）

神宮外苑地区のまちづくりの推進にあたっては、多くの都民の理解と共感を得ることが極めて重要であり、都は、既存樹木について、設計の工夫などにより極力保存又は移植するなど、一本一本を大切に扱い、神宮外苑の豊かな自然環境の質の保全に努めることなどを令和 4 年 5 月 26 日付文書で事業者の皆様にご要請しました。

この要請に対し、令和 4 年 8 月 18 日付文書で皆様から「具体的な整備計画の検討に際しては、設計・施工者、樹木医、事業者が一体となり環境・樹木保全への配慮を確実に遂行していく」との報告がありました。また、環境影響評価審議会

での審議等を踏まえ、令和5年1月20日に公示された環境影響評価書では、「ラグビー場の詳細な形状については、今後、新ラグビー場設計者に対して、既存樹木の保全等に留意したデザインなどについて、引き続き検討することを要請する。今後、改めて既存樹木について設計、施工の両面からの工夫により、保存または移植を検討する。」とされています。

事業者の皆様におかれましては、令和5年2月17日付で第一種市街地再開発事業の施行認可を得た後、まず、新ラグビー場の整備に向け、神宮第二球場の解体工事に着手するとともに、解体工事の支障となる樹木の伐採等について、東京都風致地区条例に基づく新宿区への許可手続を進めており、今月以降伐採に着手する予定とのことです。

一方、前述の環境影響評価書で事業者から示された既存樹木の保全等の検討結果は未だ示されていない状況にあります。

新ラグビー場敷地の既存樹木の伐採に着手する前までに、環境影響評価書で示された検討を行った結果として樹木の保全に関する具体的な見直し案をお示しください。

併せて、その他の区域についても、施設の設計の工夫等による更なる樹木の保全策を検討し、お示しいただくよう要請します。